

鳥取市の計画

鳥取市では、まちづくりの指針となる「第11次鳥取市総合計画（令和3年度～令和7年度）」のほかにも福祉や都市計画など様々な分野で計画に基づいて施策を推進している。

次ページからの一覧は、それらの計画を所属ごとに分類したものである。

掲載ページ

| | |
|--------|-----|
| 総務部 | 366 |
| 人権政策局 | 368 |
| 危機管理部 | 368 |
| 企画推進部 | 368 |
| 市民生活部 | 370 |
| 環境局 | 372 |
| 福祉部 | 372 |
| 健康こども部 | 374 |
| 鳥取市保健所 | 374 |
| 経済観光部 | 376 |
| 農林水産部 | 376 |
| 都市整備部 | 378 |
| 下水道部 | 382 |
| 教育委員会 | 382 |
| 水道局 | 386 |
| 市立病院 | 386 |

鳥取市の計画一覧

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|-----|------------------------------------|---------------|--|---------|
| 1 | 総務部 | 鳥取市人材育成基本方針 | H 12～ 終期なし | 職員の能力開発を総合的かつ体系的な観点で推進し、組織の活性化を図りながら計画的な人材育成に取り組むための基本方針 | 職員課 |
| 2 | | 鳥取市定員適正化計画 | R 4～ R 8 | 健全な財政基盤を維持しながら効率的・効果的な行政運営を実施するための計画 | 職員課 |
| 3 | | 次世代育成/女性活躍特定事業主行動計画～仕事と子育ていきいきプラン～ | R 2～ R 6 | 事業主が子育て環境づくりの整備等や女性職員の活躍推進、また、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための取り組みを行うための計画 | 職員課 |
| 4 | | 鳥取市公共施設の経営基本方針 | H 26～ R 36 | 新しい公共施設経営（施設の再配置、総量縮減、維持保全等）を推進するため、本市におけるファシリティマネジメントの取り組みの骨子となるもの | 資産活用推進課 |
| 5 | | 鳥取市公共施設再配置基本計画 | H 27～ R 36 | 「経営基本方針」をふまえ、各施設における公共サービス提供のあり方や今後の施設の方向性等について現時点での市の考え方を示したもの | 資産活用推進課 |
| 6 | | 鳥取市公共施設等総合管理計画 | H 27～ R 46 | 総務省からの要請に基づき、公共施設及びインフラ（道路・橋りょう・上下水道等）を含めた公共施設等の現状と課題をまとめ、今後のマネジメントの方針を定めたもの | 資産活用推進課 |
| 7 | | 鳥取市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針 | H 29～ 終期なし | 公共施設整備に民間のノウハウや資金等を積極的に活用するため、公民連携（PPP）手法導入に向けた基本的な考え方を定めたもの | 資産活用推進課 |
| 8 | | 鳥取市市政改革プラン（第7次鳥取市行財政改革大綱） | R 2～ R 6 | 質の高い市民サービスの提供と効率的な行政運営の両立を図ることで、行財政の基盤を整えるための指針 | 行財政改革課 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|-------------------------------------|------------------------|--|--|--|-----------------|
| 地方公務員法 | なし | 多様化する市民ニーズや様々な行政課題に対応し、的確な行政運営を行っていくため | 鳥取市人材育成基本方針見直し検討委員会 | 鳥取市人材育成基本方針見直し検討委員会設置要綱 | なし |
| なし | なし | 効率的に的確な行政運営を行うのに適正な職員数を指すため | なし | なし | なし |
| 次世代育成支援対策推進法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 | なし | 法令の定めによる | 次世代育成支援及び女性職員活躍・働き方改革推進に関する特定事業主行動計画策定等検討委員会 | 次世代育成支援及び女性職員活躍・働き方改革推進に関する特定事業主行動計画策定等検討委員会設置要綱 | 法令の定めによる |
| なし | 公共施設等適正管理推進事業債 | 国からの通知による策定要請 | なし | なし | なし |
| なし | 公共施設等適正管理推進事業債 | 国からの通知による策定要請 | なし | なし | なし |
| なし | 公共施設等適正管理推進事業債 | 国からの通知による策定要請 | ファシリティマネジメント部会 | 鳥取市市政改革推進本部設置要綱 | 公共施設等総合管理計画策定指針 |
| なし | なし | 国からの通知による技術的な助言 | なし | なし | なし |
| なし | なし | 多様化する市民ニーズに的確に対応していくとともに、持続可能な財政基盤の確立を図るため | ・鳥取市市政改革推進本部 ・鳥取市市政改革推進市民委員会 | ・鳥取市市政改革推進本部設置要綱 ・鳥取市市政改革推進市民委員会設置要綱 | なし |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|-------|------------------------|---------------|---|------------------------|
| 9 | 人権政策局 | 鳥取市人権施策基本方針 (第2次改訂) | H 30～ 終期なし | 鳥取市が取り組むすべての人権施策についての基本的な考え方や方向性を示すもの | 人権推進課 |
| 10 | | 第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン | R 3～ R 7 | 「男女共同参画都市・とっとり」の実現に向けた施策を記載 | 男女共同参画課 |
| 11 | 危機管理部 | 鳥取市地域防災計画 | R 1～ 終期なし | 市及び市域の防災関係機関その他の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、防災施設の整備、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災上の措置に係る計画 | 危機管理課 |
| 12 | | 鳥取市国民保護計画 | R 1～ 終期なし | 我が国に対する外部からの武力攻撃やテロなどが万が一発生した場合に、本市がどのように行動すべきであるのかをまとめた計画 | 危機管理課 |
| 13 | | 鳥取市業務継続計画 | R 3～ 終期なし | 災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画 | 危機管理課 |
| 14 | 企画推進部 | 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン | H 30～ R 4 | 鳥取県東部1市4町と兵庫県香美町、新温泉町の「麒麟のまち圏域」において、圏域の活性化と持続的発展を目指し、国の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく計画 | 政策企画課 |
| 15 | | 鳥取市シティセールス戦略 | R 3～ R 7 | 本市が進めるまちづくりの各施策と連動しながら、魅力的な鳥取市ブランドのイメージを確立させるための戦略として策定し、ブランドスローガン「SQのあるまち」を設定 | 政策企画課 |
| 16 | | 第11次鳥取市総合計画 | R 3～ R 7 | 基本構想・基本計画・実施計画で構成し、行政運営を進める上で基本となる総合的な計画 | 政策企画課 地方創生・デジタル化推進室 |
| 17 | | 鳥取市人口ビジョン | H 27～ 終期なし | 本市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの | 政策企画課 地方創生・デジタル化推進室 |
| 18 | | 鳥取市創生総合戦略 | R 3～ R 7 | 鳥取市人口ビジョンを踏まえ、今後の地方創生の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの | 政策企画課 地方創生・デジタル化推進室 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|---|--------------------------|-----------------|-----------------------|----------------------|---------------|
| 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例 | なし | 条例の規定 | 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会 | 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例 | なし |
| 男女共同参画社会基本法 | なし | 条例の定めによる | 鳥取市男女共同参画審議会 | 鳥取市男女共同参画推進条例 | なし |
| 災害対策基本法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市防災会議 | 鳥取市防災会議条例 | なし |
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市国民保護協議会 | 鳥取市国民保護条例 | なし |
| なし | なし | なし | — | — | なし |
| 連携中枢都市圏構想推進要綱 | 連携中枢都市圏構想推進のための包括的財政措置ほか | 圏域の活性化と持続的発展のため | 連携中枢都市圏ビジョン懇談会 | 連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱 | 連携中枢都市圏構想推進要綱 |
| なし | なし | 鳥取市ブランドの確立を図る | 鳥取市シティセールス戦略推進会議 | 鳥取市シティセールス戦略推進会議設置要綱 | なし |
| 鳥取市自治基本条例 | なし | 条例の定めによる | 鳥取市総合企画委員会 | 鳥取市総合企画委員会条例 | なし |
| 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生統括官、内閣府地方創生推進室長通知 | なし | 国からの通知による努力義務 | 鳥取市総合企画委員会 | 鳥取市総合企画委員会条例 | なし |
| まち・ひと・しごと創生法 | 地方創生推進交付金 | 法令の定めによる努力義務 | 鳥取市総合企画委員会 | 鳥取市総合企画委員会条例 | なし |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|-------|----------------------------|--------------|---|------------------------|
| 19 | 企画推進部 | 鳥取市DX推進方針 | R4～ R7 | 本市の地域社会と行政の制度や政策、仕組みなどをDXにより変革するための基本方針を示す | 政策企画課 地方創生・デジタル化推進室 |
| 20 | | 新型コロナウイルス感染症からの鳥取市復興・再生プラン | R3～ | コロナからの復興・再生のために重点的に取り組む施策の方向を示す | 政策企画課 地方創生・デジタル化推進室 |
| 21 | | 鳥取市広報指針 | H30～ R7 | 本市の広報活動について基本的な考え方をまとめたもの | 広報室 |
| 22 | | 鳥取市文化芸術振興に関する基本方針 | H22～ 終期なし | 鳥取市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関する策を施策を総合的に推進するための基本方針を定める | 文化交流課 |
| 23 | | 鳥取市国際交流指針 | H28～ R7 | 本市の国際化施策を総合的に推進するための基本方針を示す | 文化交流課 |
| 24 | | 鳥取市多文化共生推進プラン | R3～ R7 | 本市における外国人住民を含むすべての住民が安心・安全に暮らせる多文化の共生社会の実現をめざすためのプラン | 文化交流課 |
| 25 | 市民生活部 | 鳥取市中山間地域対策強化方針 | R3～ R7 | 山間集落实態調査の結果等を踏まえ、中山間地域において強化すべき施策をを明らかにし推進するもの。 | 地域振興課 |
| 26 | | 新市域振興ビジョン | H26～ R5 | 新市域の将来を見据えて、地域ごとの個性を活かしたまちづくりの方向性を示すもの。 | 地域振興課 |
| 27 | | 鳥取市協働のまちづくり基本方針 | H23～ 終期なし | 本市における協働のまちづくりの基本的な考え方をまとめたもの | 協働推進課 |
| 28 | | 鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画 | H28～ R7 | 安全で安心なまちづくりの推進に関する基本方針その他安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項を定めるもの | 協働推進課 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|--------------------|------------------------|---|-------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| なし | なし | 鳥取市総合計画に定める施策の一層の充実を図るため | 鳥取市デジタル化推進本部 鳥取市デジタル化推進委員会 | 鳥取市デジタル化推進本部設置規程 | 第11次総合計画基本計画、第2期鳥取市創生総合戦略の期間に合わせる |
| なし | なし | コロナ禍の収束後を見据えた地域経済の立て直しとコロナ禍を教訓とした新しい社会づくりを進めるため | なし | なし | なし |
| なし | なし | 本市の目指す広報の意義を全庁的に共有するため | 鳥取市広報戦略推進プロジェクトチーム | 鳥取市広報戦略推進プロジェクトチーム設置要綱 | なし |
| なし | なし | 条例の定めによる | 鳥取市文化芸術推進協議会 | 鳥取市文化芸術推進協議会設置要綱 | 条例改正の折要綱 |
| なし | なし | 鳥取市都市交流ビジョン(H19.4策定)を見直し、国際的で開かれた魅力あるまちづくりを目指すために策定 | なし | なし | 第10次総合計画の基本構想期間に合わせる |
| なし | なし | 多文化共生社会の実現のため | 多文化共生プロジェクトチーム | なし | 第11次総合計画の基本構想期間に合わせる |
| なし | なし | 中山間地域の振興 | 鳥取市中山間地域対策強化プロジェクトチーム | 鳥取市中山間地域対策強化プロジェクトチーム設置要領 | 第11次総合計画との整合を図る |
| なし | なし | 新市域の将来を見据えたまちづくりの方向性を示すために策定 | 新市域振興推進本部会議 | 新市域振興推進本部設置要綱 | 第11次総合計画との整合を図る |
| なし | なし | 協働のまちづくりの推進を図るため、H21年度に策定した | 協働のまちづくり推進本部 | 協働のまちづくり推進本部設置要綱 | なし |
| 鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会 | 鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例 | なし(同計画において計画期間を定めている) |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|-------|--|---------------|--|---------|
| 29 | 市民生活部 | 鳥取市消費生活プラン | R 3～ R 7 | 消費者である市民誰もが安全な消費生活を送ることができるための「消費者の安全確保」と誰にとっても公正で持続可能な社会である「消費者市民社会の構築」を目指し策定 | 市民総合相談課 |
| 30 | | 鳥取市消費者行政基本方針 | H 22～ 終期なし | 本市の消費者施策を体系化し、市民の消費生活の安定及び向上を図る | 市民総合相談課 |
| 31 | 環 境 局 | 第3期鳥取市環境基本計画 | R 3～ R 12 | 鳥取市総合計画を環境面から推進する分野別計画であり、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの | 生活環境課 |
| 32 | | 鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ※鳥取市環境基本計画に内包 | R 3～ R 12 | 鳥取市域全体に係る地球温暖化対策の実行計画 | 生活環境課 |
| 33 | | 第4期鳥取市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | R 3～ R 12 | 市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けて職員の取組について定めるもの | 生活環境課 |
| 34 | 福 祉 部 | 鳥取市地域福祉推進計画 | R 1～ R 6 | 行政と民間・市社協が共に地域福祉を推進していくための計画（「鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画」及び「鳥取市再犯防止推進計画」含む） | 地域福祉課 |
| 35 | | 鳥取市障がい者計画 | H 27～ R 5 | 誰もがお互いをひとりの個人としてその基本的人権を尊重し、理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の構築を目指す | 障がい福祉課 |
| 36 | | 第6期鳥取市障がい福祉計画 | R 3～ R 5 | 障がい者計画の福祉サービスや相談支援の見込量確保や地域生活支援事業の提供体制を定める | 障がい福祉課 |
| 37 | | 第2期鳥取市障がい児福祉計画 | R 3～ R 5 | 障がい児支援の提供体制を計画的に確保する | 障がい福祉課 |
| 38 | | 第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画 | R 3～ R 5 | 介護給付費等対象サービスや地域支援事業の見込量を定めるなど介護保険事業の円滑な実施に関して必要な事項を定める。また、高齢者福祉施策全般を定める | 長寿社会課 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|------------------------------|------------------------|----------------|--------------------------|------------------------------|--|
| 消費者教育推進法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市消費者行政審議会 | ・鳥取市消費者行政審議会条例 ・消費者教育推進法 | 第11次総合計画の基本構想期間に合わせる |
| 消費者安全法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市消費者行政審議会 | 鳥取市消費者行政審議会条例 | なし |
| 環境基本法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市環境審議会 | 鳥取市環境審議会条例 | 総合計画と整合性を図る |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市環境審議会 | 鳥取市環境審議会条例 | 総合計画と整合性を図る |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市環境基本計画等推進本部 | 鳥取市環境基本計画等推進本部設置要綱 | 第3期鳥取市環境基本計画と整合性を図る |
| 社会福祉法再犯の防止等の推進に関する法律 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 法令の定めによる | 鳥取市地域福祉推進委員会 | 鳥取市地域福祉推進委員会設置要綱 | なし (福祉分野の各個別計画の期間を勘案) |
| 障害者基本法 | 地域生活支援促進事業実施要項 | 法令の定めによる | 鳥取市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会 | 鳥取市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置要綱 | なし (障がい福祉計画が3か年としていることから勘案) |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 地域生活支援促進事業実施要項 | 法令の定めによる | 鳥取市障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 | 鳥取市障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条に基づく基本指針 |
| 児童福祉法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 | 鳥取市障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱 | 児童福祉法第33条の19に基づく基本指針 |
| 介護保険法、老人福祉法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市介護保険等推進委員会 | 鳥取市介護保険等推進委員会設置要綱 | 介護保険法第117条 |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|----------------|--------------------------------|---------------------------------|---|------------------|
| 39 | 福 祉 部 | 鳥取市国民健康保険事業計画 | R 3 | 国保事業運営の基本方針及び具体的な取り組みを定める | 保険年金課 |
| 40 | | 鳥取市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） | H 30～ R 5 | 国保被保険者の生涯にわたる健康づくりの促進を図るための保健事業の計画 | 医療費適正化推進室 |
| 41 | 健 康 こども部 | 第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画 | R 2～ R 6 | すべての子どもの健やかな育ちと親による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の充実を図るための計画 | こども家庭課 |
| 42 | | 第2期鳥取市子どもの未来応援計画 | R 4～ R 8 | 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画 | こども家庭課 |
| 43 | | 鳥取市保育基本方針 ほいく かがやき | H 19～ 終期なし (H 30一 部改訂) | 鳥取市の保育を推進するための基本方針 | こども家庭課 |
| 44 | | 鳥取市立保育園民営化ガイドライン | H 21～ 終期なし | 公立保育園を民営化する際の基準を定め、保護者の不安解消や民営化の円滑な導入を図る | こども家庭課 |
| 45 | 鳥 取 市 保 健 所 | 第4期鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン2021」 | R 3～ R 7 | 「乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりが生涯を通じてその人らしく健康で豊かな人生を送ること」を基本理念とし、健康づくりのための目指すべき目標と、目標を達成するための具体的な取り組みを示したもの | 健康・子育て推進課 |
| 46 | | 第3次鳥取市食育推進計画 | R 3～ R 7 | 市民一人ひとりが「食」を通して、健全な心身と豊かな人間性を育み、健康的な食習慣を身につけると共に、豊かな食文化を継承していくことを理念とし、目指すべき目標と、目標を達成するための具体的な取り組みを示したもの | 健康・子育て推進課 |
| 47 | | 第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画 | R 3～ R 7 | 誰も自死に追い込まれることのない地域社会の実現を目指し、自死対策を総合的に推進するもの | 保健医療課 心の健康支援室 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|------------------------------------|------------------------|---------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------------|
| なし | なし | 国保事業の健全な運営を確保するため | 鳥取市国民健康保険運営協議会 | 国民健康保険法 | なし |
| 国民健康保険法 | なし | 生涯にわたる健康づくりの促進を図るため | 鳥取市国民健康保険運営協議会 | 国民健康保険法 | 県の医療費適正化計画に準じて設定 |
| 子ども・子育て支援法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 | 鳥取市社会福祉審議会規程 | 子ども・子育て支援法 |
| 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 地域子供の未来応援交付金 | 法令の定めによる（努力義務） | 鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会 | 鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会設置要綱 | なし |
| 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 | なし | なし | なし | なし | なし |
| なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 健康増進法 | なし | 法により努力義務とされている | 鳥取市民健康づくり推進協議会 | ・鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱 | 国の行動計画「健康日本21」を考慮して設定 |
| 食育基本法 | なし | 法により努力義務とされている | 鳥取市民健康づくり推進協議会 鳥取市食育推進連絡会 | ・鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱 ・鳥取市食育推進連絡会設置要綱 | 第4期鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン2021」にあわせて設定 |
| 自殺対策基本法 | 地域自死対策強化交付金 | 法により義務付けられている | 鳥取市民健康づくり推進協議会 いのち支える鳥取市自死対策推進会議 | ・鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱 ・いのち支える鳥取市自死対策推進会議設置要綱 | 第4期鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン2021」にあわせて設定 |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|------------|-------------------------|--|---|----------|
| 48 | 鳥取市 保健所 | 鳥取市災害医療活動指針 | R 1～ 終期なし | 災害発生について「平時の準備」から「発生した災害の応急対策がおおむね完了」するまでの医療救護活動を定める | 保健総務課 |
| 49 | | 鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画 | H 21～ 終期なし | 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策を定めた行動計画 | 保健医療課 |
| 50 | | 鳥取市新型コロナウイルス感染対策行動計画 | R 2. 3. 27 制定 R 3. 6. 17 改正 終期なし | 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対策を定めた行動計画 | 保健医療課 |
| 51 | | 鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画 | 毎年度策定 | 食品衛生法に基づき毎年度策定する食品衛生監視指導の実施に関する計画 | 生活安全課 |
| 52 | 経済観光部 | 鳥取市経済成長プラン | H 30～ R 4 | 本市における中・長期的な視点での地域経済活性化の方向性を示すもの | 経済・雇用戦略課 |
| 53 | | 第6期鳥取市地産地消行動指針 | H 30～ R 4 | 鳥取市における地産地消の取り組みの柱や推進方針を明らかにしたもの | 経済・雇用戦略課 |
| 54 | 農林水産部 | 第2期鳥取市農業振興プラン | H 30～ R 4 | 鳥取市の「地場産業」として農業を再生することにより、雇用創出ならびに地域経済の活性化につなげる | 農政企画課 |
| 55 | | 鳥取市鳥獣被害防止計画 | R 2～ R 4 | 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する | 農政企画課 |
| 56 | | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画 | H 27～ 終期なし | 農地の保全を維持しつつ、農村環境保全活動及び多面的機能増進活動を実施し多面的機能の発揮の促進を図る | 農村整備課 |
| 57 | | 鳥取市酪農・肉用牛生産近代化計画 | R 2～ R 12 | 酪農及び肉用牛生産の健全な発展や経営の図るため、飼養頭数や経営改善目標を示す | 農政企画課 |
| 58 | | 鳥取市水田収益力強化活用ビジョン | H 26～ 終期なし | 地域の作物戦略・販売戦略、水田の利用、担い手の育成など将来の方向性を明確にしたもの毎年見直す | 農政企画課 |
| 59 | | 鳥取農業振興地域整備計画 | H 29～ R 3 | 土地利用を高めるために土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備等、本市農業の振興する地域を明らかにするもの | 農政企画課 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|-----------------------------------|------------------------|-----------------------------------|----------------------------|------------------------------------|------------------|
| 災害対策基本法 | なし | 鳥取市地域防災計画の医療救護計画(医療救護活動)に定められている。 | なし | なし | なし |
| 新型インフルエンザ等対策特別措置法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市民健康づくり推進協議会 | 鳥取市民健康づくり推進協議会設置要綱 | なし |
| 新型インフルエンザ等対策特別措置法 | なし | 法令の定めによる | なし | なし | なし |
| 食品衛生法 | なし | 法令の定めによる | なし | なし | 法令の定めによる |
| なし | なし | なし | 鳥取市中小企業・小規模企業振興会議 | 鳥取市中小企業・小規模企業振興会議設置要綱 | 農業振興プランなどとの連動を図る |
| なし | なし | なし | 鳥取市地産地消推進協議会 庁内地産地消推進会議 | 鳥取市地産地消推進協議会設置要綱 庁内地産地消推進会議設置要綱 | 第5期までと同じ期間設定にした |
| なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 法令の定めによる | なし | なし | 法令の定めによる |
| 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 | なし | 法令の定めによる | なし | なし | 法令の定めによる |
| 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 | なし | 法令の定めにより、策定できるものとされている | なし | なし | 県の計画(要領)の定めによる |
| 経営所得安定対策等実施要綱 | 経営所得安定対策等実施要綱 | 要綱の定めによる | 鳥取市農業再生協議会 | 経営所得安定対策等実施要綱 | 毎年度見直すこととされている |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | なし | 法令の定めによる | なし | なし | 法令の定めによる |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|-----------------------------|------------------------|--------------------------------------|---|-------|
| 60 | 農林水産部 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 | H 7～ | 農業経営基盤の強化の促進に関する目標等 | 農政企画課 |
| 61 | | 鳥取市森林整備計画 | R 4～ R 13 | 計画的かつ適切に森林を整備し、森林資源を管理するため | 林務水産課 |
| 62 | | 鳥取市森林づくりビジョン | R 2～ 終期なし | 将来のあるべき姿を見据えた森林づくりと、実現していくための基本的な取組みの方向性を定めたもの | 林務水産課 |
| 63 | | 久松山植栽管理計画 | H 20～ 終期なし | 久松山の優れた環境を将来に引き継ぐため、鳥取城跡の保存管理と調和させた「植栽の管理と活用の方策」を示すため | 林務水産課 |
| 64 | | 鳥取市公共建築物等木材利用促進基本方針 | H 24～ 終期なし | 公共建築物等における木材の利用の促進に係る指針を定め、地元産材の利用促進の一助とするもの | 林務水産課 |
| 65 | | 特定間伐特促進計画 | R 3～ R 12 | 小規模面積の森林整備を促進し、森林整備の促進につなげるもの | 林務水産課 |
| 66 | | 水産物供給基盤機能保全事業基本計画 | H 30～ R 7 | 漁港施設の予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進するため | 林務水産課 |
| 67 | 鳥取市沿岸の漁港海岸における海岸保全施設の長寿命化計画 | R 1～ R 52 | 海岸保全施設（漁港海岸）の予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進するため | 林務水産課 | |
| 68 | 都市整備部 | 鳥取市都市計画マスタープラン | H 18～ 終期なし | 鳥取市の都市の将来ビジョンとその実現に向けた具体的施策の基本方針を示すもの（H 29. 3改定） | 都市企画課 |
| 69 | | 鳥取市緑の基本計画 | H 21～ R 7 | 鳥取市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 | 都市企画課 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------|---------------------|----------------|
| 農業経営基盤強化促進法 | なし | 法令の定めによる | なし | なし | 法令、県基本方針の定めによる |
| 森林法 | なし | 法令の定めによる | なし | なし | 法令の定めによる |
| 森林経営管理法及び森林法 | なし | 持続可能かつ、適正な森林整備推進のため | なし | なし | なし |
| なし | なし | なし | 久松山植栽管理計画策定委員会 | 久松山植栽管理計画策定委員会設置要綱 | なし |
| 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 | なし | 法令の定めによる | なし | なし | なし |
| 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 | 造林関係各種補助金 | 本計画に位置づけられた事業について国費助成 | なし | なし | 法令の定めによる |
| 漁港漁場整備法 | 水産物供給基盤機能保全事業費補助 | 本計画に位置づけられた事業について国費助成 | なし | なし | 計画策定の手引き |
| 海岸法 | 農山漁村地域整備交付金 | 本計画に位置づけられた事業について国費助成 | なし | なし | なし |
| 都市計画法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市都市計画審議会 | 都市計画法 | 都市計画運用指針 |
| 都市緑地法 | なし | 良好な都市環境の形成 | 鳥取市緑の基本計画策定委員会 | なし | 都市計画運用指針を準用 |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|-------|-------------------|-----------------|---|----------|
| 70 | 都市整備部 | 鳥取市景観計画 | H 20～ 終期なし | 総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画等に示される様々な景観施策の具体化、実現に向けての施策の展開方針を示すもの | 都市企画課 |
| 71 | | 鳥取市公共サインガイドライン | H 22中途～ 終期なし | 公共サインの表示要素、標記方法、配置・誘導計画、維持管理等、鳥取市全体を通じての基準、地域の特徴に応じたデザインを示すもの | 都市企画課 |
| 72 | | 鳥取市地域住宅計画Ⅲ期 | R 2～ R 6 | 地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画 | 建築住宅課 |
| 73 | | 鳥取市営住宅長寿命化計画（改訂版） | R 3～ R 12 | 市営住宅のストックの効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応する計画 | 建築住宅課 |
| 74 | | 鳥取市国土強靱化地域計画 | H 31～ R 5 | あらゆる大規模自然災害に対して事前に備えるべきさまざまな事態について各分野の指針となる計画 | 都市企画課 |
| 75 | | 鳥取市中心市街地活性化基本計画 | H 30～ R 4 | 中心市街地の活性化に向けての基本方針、目標、具体的事業等を示すもの | 中心市街地整備課 |
| 76 | | 鳥取駅周辺再生基本構想（第2期） | R 3～ R 12 | 鳥取駅周辺地区の都市改造を行うことで、官民一体の相乗効果により、中心市街地の再生を図るため、基本理念、めざすべき将来像等を示すもの | 中心市街地整備課 |
| 77 | | 鳥取駅周辺再生基本計画（後期） | H 30～ R 4 | 鳥取駅周辺再生基本構想に基づき、鳥取駅周辺の再生に向けての事業の整備方針や整備内容、事業スケジュール等を示すもの | 中心市街地整備課 |
| 78 | | 鳥取市公園施設長寿命化計画 | H 22～ 終期なし | 安心して利用できる公園づくりを推進するため、計画的に公園施設更新を行う | 都市環境課 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|---|-------------------------------|--|-----------------------|---------------------|-----------------|
| 景観法 | ・景観重要建造物緊急支援事業 ・景観形成総合支援事業 | 法令の定めによる | 鳥取市景観形成審議会 | 鳥取市景観形成条例 | なし |
| なし | なし | 市内に設置される公共サインについて統一性を確保することにより利便性と景観の向上を図る | 鳥取市景観形成審議会 | 鳥取市景観形成条例 | なし |
| 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 | 社会資本整備総合交付金 | 法令の定めによる | なし | なし | 策定指針 |
| 公営住宅法 | 社会資本整備総合交付金 | 法令の定めによる | なし | なし | 策定指針 |
| 強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 | なし | 法令の定めによる | 鳥取市国土強靱化地域計画策定委員会 | なし | 策定指針 |
| 中心市街地の活性化に関する法律 | 中心市街地活性化ソフト事業他 | 中心市街地活性化のため | 鳥取駅周辺再生基本構想（第2期）策定委員会 | なし | 中心市街地の活性化に関する法律 |
| なし | なし | 中心市街地活性化のため | 鳥取駅周辺再生基本構想策定検討委員会 | なし | なし |
| なし | なし | 中心市街地活性化のため | なし | なし | なし |
| 都市公園法 | 社会資本整備総合交付金 | 本計画に位置づけられた施設について国費助成 | なし | なし | 公園施設長寿命化計画策定指針 |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|-------|------------------------|--------------------------------------|---|--------|
| 79 | 都市整備部 | 鳥取市道路橋梁長寿命化計画 | R 2～ R 11 | 今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、従来の事後的な修繕及び架け替え等から予防的な修繕及び計画的な架け替え等への転換を図ることで、修繕及び架け替え等に係る費用の縮減を図る | 道路課 |
| 80 | | 鳥取市トンネル長寿命化計画 | R 2～ R 12 | 従来の事後的な修繕から予防的な修繕への転換を図ることで、修繕に係る費用の縮減を図る | 道路課 |
| 81 | | 鳥取市耐震改修促進計画 | H 20～ R 2 (計画改定までは 現行計画を継続) | 震災による被害から市民の生命、財産を保護し、生活環境の保全に役立てるため、旧耐震基準で建築された建築物の耐震化を促進する計画 | 建築指導課 |
| 82 | | 鳥取市空家等対策計画 | H 31～ R 5 | 空家等による災害を防止するとともに、市街地や中山間地域の活性化、良好な生活環境のため、官民連携による空家対策を目指す計画 | 建築指導課 |
| 83 | 下水道部 | 鳥取市公共下水道施設ストックマネジメント計画 | R 2～ R 6 | 下水道施設全体の施設管理を最適化するための点検・調査計画及び修繕・改築計画 | 下水道企画課 |
| 84 | | 鳥取市下水道総合地震対策計画 | H 30～ R 4 | 大規模地震時に下水道施設の最低限の機能を確保するための地震対策 | 下水道企画課 |
| 85 | | 農業集落排水事業（機能強化）東郷地区計画 | H 29～ R 5 | 本高、東郷、南東郷の隣接する各処理区は、機器類の経年劣化による処理機能の低下が進み、施設の適正な維持管理に支障をきたしていることから、東郷地区処理施設に統合し、改修費及び維持管理費の効率化を図る。併せて、隣接する山ヶ鼻地区、高路地区を整備する | 下水道企画課 |
| 86 | | 鳥取市農業集落排水施設最適整備構想 | R 2～ R 42 | 農業集落排水施設機能を保全するために必要な対策方法等を定める | 下水道企画課 |
| 87 | 教育委員会 | 第2期鳥取市教育振興基本計画 | R 3～ R 7 | 鳥取市の教育の振興に関する基本的な計画を定めたもの | 教育総務課 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|-------------------|------------------------|-------------------------|------------------------------|---------------------|---------------------|
| 道路法 | 道路メンテナンス事業補助 | 本計画に位置づけられた橋梁について国費助成 | なし | なし | 鳥取市道路アセットマネジメント基本計画 |
| 道路法 | 道路メンテナンス事業補助 | 本計画に位置づけられたトンネルについて国費助成 | なし | なし | 鳥取市道路アセットマネジメント基本計画 |
| 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) | 法令の定めによる | なし | なし | 策定指針 |
| 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 空き家対策総合支援事業 | 法令の定めによる | 鳥取市空家等対策協議会 | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 策定指針 |
| 下水道法 | 社会資本整備総合交付金 | 本計画に位置づけられた事業について国費助成 | なし | なし | 社会資本整備総合交付金交付要綱の運用 |
| 下水道法 | 社会資本整備総合交付金 | 本計画に位置づけられた事業について国費助成 | なし | なし | 社会資本整備総合交付金交付要綱 |
| なし | 農村整備事業補助金 | 本計画に位置づけられた事業について国費助成 | なし | なし | なし |
| なし | 農村整備事業補助金、農山漁村地域整備交付金 | 補助事業等の採択要件 | なし | なし | なし |
| 教育基本法 | なし | なし(教育基本法において計画策定は努力義務) | 総合教育会議、鳥取市教育大綱・教育振興基本計画策定委員会 | なし | なし |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|----|-------|--------------------------|---------------------------|---|------------|
| 88 | 教育委員会 | 鳥取市学校施設長寿命化計画 | R 3～ R 12 | 学校施設の整備について、長寿命化改修に転換することで、トータルコストの縮減等を図りつつ、学校に求められる施設の機能・性能を確保していくための計画 | 教育総務課 |
| 89 | | 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針 | R 3～ 終期なし | 鳥取市の20年後の姿を見据えた学校のあり方について、地域で検討していくための基本的な方針を示したもの | 教育総務課 |
| 90 | | 鳥取市歴史文化基本構想 | R 3～ 終期なし | 歴史まちづくり法などを念頭に、鳥取市全体の文化財の分布状況・保存活用の基本方針を定める。基本構想策定後、これに基づく「文化財保存活用地域計画」（計画期間5 ヶ年）を策定し文化庁長官の認可を受ける | 文化財課 |
| 91 | | 史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存管理計画 | S 60～ 終期なし | 史跡鳥取城跡の保存管理の基本項目を定めたもの | 文化財課 |
| 92 | | 史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画 | H 18～ R 17 | 史跡鳥取城跡の保存整備・活用等の基本計画 | 文化財課 |
| 93 | | 史跡鳥取城跡保存整備実施計画 | H 19～ R 10 | 保存整備基本計画に基づく実施計画（当初計画期間：～H 30。事業調整等で大手登城路完成のR 10まで期間を延長） | 文化財課 |
| 94 | | 重要文化財旧美歎水源地水道施設保存活用計画 | H 26～ 終期なし (R 1 改訂) | 重要文化財旧美歎水源地の保存活用計画 | 文化財課 |
| 95 | | 史跡鳥取藩主池田家墓所保存整備計画 | H 14～ R 10 | （鳥取藩主池田家墓所の保存整備計画当初計画期間：～30年。事業完了のR 10まで期間を延長） | 文化財課 |
| 96 | | 史跡青谷上寺地遺跡保存管理計画・整備活用基本計画 | H 22～ 終期なし | 青谷上寺地遺跡の保存管理・整備活用計画 | 文化財課 |
| 97 | | 第4次鳥取市子どもの読書活動推進計画 | R 3～ R 7 | 子どもの読書環境を整備する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画 | 生涯学習・スポーツ課 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|-------------------|---------------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------------|----------|
| なし (関連：学校教育法等) | 学校施設環境改善交付金 | 本計画に位置づけられた施設について国費助成 | なし | なし | なし |
| なし (関連：学校教育法等) | なし | なし | 鳥取市校区審議会 | 鳥取市校区審議会条例 | なし |
| 文化財保護法 | 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業） | 文化審議会文化財分科会企画調査会による提言 | 鳥取市歴史文化基本構想策定委員会 | 鳥取市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱 | なし |
| 文化財保護法 | 文化財保存事業費補助金 | 法令の定めによる | 鳥取城跡管理計画策定委員会 | 鳥取城跡管理計画策定委員会設置要綱 | なし |
| 文化財保護法 | なし | なし | 史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画検討委員会 | 史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画検討委員会設置要綱 | なし |
| 文化財保護法 | なし | なし | 史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備実施計画検討委員会 | 史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備実施計画検討委員会設置要綱 | なし |
| 文化財保護法 | なし | 法令の定めによる（文化庁長官の認定計画） | 重要文化財旧美歎水源地水道施設保存整備検討委員会 | 重要文化財旧美歎水源地水道施設保存整備検討委員会設置要綱 | なし |
| 文化財保護法 | なし | なし | 史跡鳥取藩主池田家墓所保存整備計画策定委員会 | 史跡鳥取藩主池田家墓所保存整備計画策定委員会設置要綱 | なし |
| 文化財保護法 | なし | なし | 青谷上寺地遺跡整備活用基本計画検討委員会 | 青谷上寺地遺跡整備活用基本計画検討委員会設置要綱 | なし |
| 子どもの読書活動の推進に関する法律 | なし | 法令の定めによる（努力義務） | 鳥取市子どもの読書活動推進委員会 | 鳥取市子どもの読書活動推進委員会設置要綱 | なし |

| 番号 | 部 | 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 | 担当課 |
|-----|-------|--|------------------|--|--|
| 98 | 教育委員会 | 鳥取市生涯学習推進基本方針 | R 3～ | 本市における生涯学習振興行政の核として、取り組みの基本的な方針を定めるもの | 生涯学習・スポーツ課 |
| 99 | | 第2期 鳥取市スポーツ推進計画 | R 3～ R 7 | 生涯にわたってスポーツに親しむことのできるまちを目指し、基本方針を定め、具体的施策を展開するスポーツに関する総合計画 | 生涯学習・スポーツ課 |
| 100 | | 鳥取市図書館振興計画 | R 3～ R 7 | 本市の図書館がめざす将来像とその実現に向けた目標や具体的な取り組みを示したもの | 中央図書館 |
| 101 | | 鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画） | R 4～ R 8 | 障がいの有無に関わらず、すべての市民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向けて、基本的な施策の方向性や具体的な取り組みを示したもの | 中央図書館 |
| 102 | | 鳥取市の学校給食の基本構想 | H 20～ 終期なし | 安全・安心で栄養バランスに優れた学校給食を安定的かつ効率的に実施するための方策など、より充実した学校給食に取り組む指針となるもの | 学校保健給食課 |
| 103 | | 一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン | H 31年4月～ 終期なし | 鳥取市の学校人権教育の基本方針や各学校の人権教育を推進していく上で必要な事項をまとめたもの | 学校教育課 |
| 104 | | 水道局 | 鳥取市地域水道整備計画 | H 30～ R 19 | 平成29年4月に、本市の簡易水道事業等を上水道に統合した。鳥取市簡易水道事業整備計画を再検討し新たな方向性を明確に示したもの |
| 105 | 市立病院 | 新鳥取市立病院改革プラン | H 28～ R 2 | 「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」の4つの視点に沿って、経営改革に取り組むもの | 経営改革室 |

| ①根拠法令の名称 | ②計画策定の義務付けのある国等の補助金の名称 | ③策定しなければならない理由 | ④策定会議など、関係する会議の名称 | ⑤策定会議など、関係する会議の設置根拠 | ⑥計画期間の根拠 |
|---------------|------------------------|----------------------------|------------------------------------|-------------------------|--|
| なし | なし | なし | 鳥取市社会教育委員会議 | 鳥取市社会教育委員条例 | 鳥取市の教育等の振興に関する大綱との整合性 |
| スポーツ基本法 | なし | 法令の定めによる（努力義務） | 鳥取市スポーツ推進審議会 | 鳥取市スポーツ推進審議会条例 | 鳥取市の教育等の振興に関する大綱との整合性 |
| 図書館法 | なし | 図書館法（公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準） | 鳥取市図書館協議会 | 鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例 | 第11次総合計画、鳥取市の教育等の振興に関する大綱、鳥取市教育振興基本計画との整合性 |
| 読書バリアフリー法 | なし | 法令の定めによる（努力義務） | 鳥取市図書館協議会 | なし | 第11次総合計画、鳥取市の教育等の振興に関する大綱、鳥取市教育振興基本計画との整合性 |
| なし（関連：学校給食法等） | なし | 法令等の定めなし（変化する社会環境等へ対応するため） | 鳥取市学校給食検討委員会 | 鳥取市学校給食検討委員会設置要綱 | なし |
| なし | なし | なし | なし（監修依頼：鳥取県教育委員会人権教育課、小学校・中学校代表校長） | なし | なし |
| なし | なし | 必要な施設を計画的に整備する | なし | なし | なし |
| 新公立病院改革ガイドライン | なし | 地方公共団体における病院事業の経営改革のため | 鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会 | 鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会設置要項 | 新公立病院改革ガイドラインによる |

令和4年8月印刷発行

編集 **鳥取市議会事務局**

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

TEL 0857-30-8442 FAX 0857-20-3959

鳥取市URL <https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/100000000122/index.html>